

千葉県防災会議幹事会運営要領

(設 置)

第1 千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務を円滑に遂行するため、千葉県防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(組 織)

第2 幹事会は、会長及び千葉県防災会議条例（昭和37年12月10日条例第37号）第3条に規定する幹事をもって組織する。

(会 長)

第3 会長は、副防災危機管理監の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会議を総理し、幹事会を代表する。

(幹 事)

第4 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第5 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

1 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究をすること。

2 防災会議に提出する議案に関するここと。

3 その他防災会議が必要と認める事項に関するここと。

(会 議)

第6 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者をもって議長に充てる。

2 会長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(特別幹事会)

第7 第5に規定する事項で緊急又は簡易な事項を処理するため、特別幹事会を設置することができる。

2 特別幹事会は、別表第2に掲げる職にある者、その他会長が必要と認めた者をもって構成する。

3 特別幹事会の召集及び会議の議長は、前条の規定に準ずるものとする。

(結果報告)

第8 会議の結果については、特別幹事会は幹事会に、幹事会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(庶 務)

第9 幹事会及び特別幹事会の庶務は、防災危機管理監防災危機管理課において処理する。

附 則

この要領は、昭和46年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月12日から施行する。

別表第1

千葉県防災会議幹事

(48名)

役職名	役職名
関東管区警察局広域調整部灾害対策官	千葉県健康福祉部医療整備課長
関東管区警察局千葉県情報通信部機動通信課長	千葉県環境生活部環境政策課長
関東財務局千葉財務事務所総務課長	千葉県商工労働部経済政策課長
関東農政局千葉地域センター次長	千葉県商工労働部産業振興課長
関東森林管理局千葉森林管理事務所長	千葉県商工労働部保安課長
関東経済産業局総務企画部総務課長	千葉県農林水産部農林水産政策課長
関東地方整備局千葉港湾事務所長	千葉県農林水産部森林課長
関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	千葉県農林水産部水産局漁港課長
成田空港事務所総務部総務課長	千葉県国土整備部国土整備政策課長
千葉海上保安部警備救難課長	千葉県国土整備部河川環境課長
銚子地方気象台防災業務課長	千葉県国土整備部建築指導課長
関東総合通信局無線通信部陸上第二課長	千葉県防災危機管理監防災危機管理課長
千葉労働局総務部総務課長	千葉県防災危機管理監消防課長
関東地方整備局千葉国道事務所長	千葉県企業庁管理・工業用水部企業総務課長
陸上自衛隊第1空挺団第3科長	千葉県水道局技術部計画課長
千葉県教育庁学校危機管理監	千葉県病院局経営管理課長
千葉県警察本部警備部警備課長	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 総務部安全企画室長
千葉県総務部総務課長	東日本電信電話株式会社千葉支店 設備部災害対策室長
千葉県総務部財政課長	日本赤十字社千葉県支部救護福祉課長
千葉県総合企画部政策企画課長	東京電力株式会社千葉支店 総務部総務グループマネージャー
千葉県健康福祉部健康福祉政策課長	社団法人千葉県医師会事務局長
千葉県健康福祉部健康福祉指導課長	社団法人千葉県歯科医師会事務局長
千葉県健康福祉部健康づくり支援課長	社団法人千葉県薬剤師会事務局長
千葉県健康福祉部疾病対策課長	成田国際空港株式会社 業務推進部門総合安全推進室次長

別表第2

千葉県防災会議特別幹事

役 職 名
陸上自衛隊第1空挺団第3科長
千葉県教育庁学校危機管理監
千葉県警察本部警備部警備課長
千葉県総務部総務課長
千葉県総合企画部政策企画課長
千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
千葉県健康福祉部健康づくり支援課長
千葉県健康福祉部疾病対策課長
千葉県環境生活部環境政策課長
千葉県商工労働部経済政策課長
千葉県商工労働部保安課長
千葉県農林水産部農林水産政策課長
千葉県農林水産部水産局漁港課長
千葉県国土整備部国土整備政策課長
千葉県国土整備部河川環境課長
千葉県防災危機管理監防災危機管理課長
千葉県防災危機管理監消防課長

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">千葉県防災会議幹事会運営要領</p> <p>(設 置)</p> <p>第1 千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務を円滑に遂行するため、千葉県防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第2 幹事会は、会長及び千葉県防災会議条例(昭和37年12月10日条例第37号)第3条に規定する幹事をもって組織する。</p> <p>(会 長)</p> <p>第3 会長は、副防災危機管理監の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 会長は、会議を総理し、幹事会を代表する。</p> <p>(幹 事)</p> <p>第4 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>1 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究をすること。</p> <p>2 防災会議に提出する議案に関すること。</p> <p>3 その他防災会議が必要と認める事項に関すること。</p> <p>(会 議)</p> <p>第6 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。</p> <p>ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者をもって議長に充てる。</p> <p>2 会長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>(特別幹事会)</p> <p>第7 第5に規定する事項で緊急又は簡易な事項を処理するため、特別幹事会を設置することができる。</p> <p>2 特別幹事会は、別表第2に掲げる職にある者、その他会長が必要と認めた者をもって構成する。</p> <p>3 特別幹事会の召集及び会議の議長は、前条の規定に準ずるものとする。</p> <p>(結果報告)</p> <p>第8 会議の結果については、特別幹事会は幹事会に、幹事会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。</p> <p>ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。</p> <p>(庶 務)</p> <p>第9 幹事会及び特別幹事会の庶務は、防災危機管理監防災危機管理課において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、昭和46年7月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年12月12日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">千葉県防災会議幹事会運営要領</p> <p>(設 置)</p> <p>第1 千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務を円滑に遂行するため、千葉県防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第2 幹事会は、会長及び千葉県防災会議条例(昭和37年12月10日条例第37号)第3条に規定する幹事をもって組織する。</p> <p>(会 長)</p> <p>第3 会長は、副防災危機管理監の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 会長は、会議を総理し、幹事会を代表する。</p> <p>(幹 事)</p> <p>第4 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>1 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究をすること。</p> <p>2 防災会議に提出する議案に関すること。</p> <p>3 その他防災会議が必要と認める事項に関すること。</p> <p>(会 議)</p> <p>第6 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。</p> <p>ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者をもって議長に充てる。</p> <p>(特別幹事会)</p> <p>第7 第5に規定する事項で緊急又は簡易な事項を処理するため、特別幹事会を設置することができる。</p> <p>2 特別幹事会は、別表第2に掲げる職にある者、その他会長が必要と認めた者をもって構成する。</p> <p>3 特別幹事会の召集及び会議の議長は、前条の規定に準ずるものとする。</p> <p>(結果報告)</p> <p>第8 会議の結果については、特別幹事会は幹事会に、幹事会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。</p> <p>ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。</p> <p>(庶 務)</p> <p>第9 幹事会及び特別幹事会の庶務は、防災危機管理監防災危機管理課において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、昭和46年7月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年9月1日から施行する。</p>